

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 3 0 年度
計画主体	大野城市

## 大野城市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大野城市建設環境部  
環境・最終処分場対策課  
所在地 大野城市曙町 2 丁目 2 番 1 号  
電話番号 0 9 2 - 5 0 1 - 2 2 1 1  
F A X 番号 0 9 2 - 5 7 2 - 8 4 3 2  
メールアドレス kankyo@city.onojo.fukuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、カラス、アライグマ、タヌキ、アナグマ
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	福岡県大野城市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害額	被害面積
イノシシ	—	0千円	0a
サル	—	0千円	0a
カラス	—	0千円	0a
アライグマ	—	0千円	0a
タヌキ	—	0千円	0a
アナグマ	—	0千円	0a

※年度により、イノシシ、サル、カラス等の被害あり。

(2) 被害の傾向

<p><b>【イノシシ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度は、農作物への被害がなかったものの、山林がある牛頸及び乙金区を中心に、年間を通して被害を及ぼしている。</li> <li>・捕獲頭数は、年度によって変動がある。</li> <li>・主な被害作物は、水稻である。</li> </ul>
<p><b>【サル】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度は、農作物への被害がなかったものの、過去には農作物被害が確認されている。</li> <li>・活動範囲はイノシシよりも広い。また、近年は人を恐れなくなり、東地区及び南地区を中心に、住宅地に頻繁に出没し、民家にある果樹を食べたり、人を威嚇したりすることもある。</li> </ul>
<p><b>【カラス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度は、農作物への被害がなかったものの、過去には農作物被害が確認されている。</li> <li>・また、子育ての期間となる梅雨時には、人を威嚇し、くちばしや爪で攻撃して、ケガをさせる事例も発生している。</li> </ul>
<p><b>【アライグマ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、本市での目撃情報及び相談件数が増加している。</li> <li>・農作物への大きな被害は報告されていないが、家庭菜園（果実等）への被害相談が寄せられている。</li> </ul>

<b>【タヌキ、アナグマ】</b>
・現在のところ農作物被害は確認されていないが、家庭菜園への被害相談や牛頸区を中心に目撃情報が寄せられているため、継続的に対策を行う必要がある。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	指標	現状値（平成29年度）	目標値（平成33年度）
イノシシ	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
サル	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
カラス	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
アライグマ	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
タヌキ	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
アナグマ	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

①有害鳥獣の捕獲等に関する取組

【イノシシ】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予察捕獲の計画を立て、市有害鳥獣駆除員による銃器・箱罠での鳥獣捕獲を実施している。</li> <li>・ さらに、平成20年度から29年度にかけて、計9基の箱罠を購入し、捕獲を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駆除員の高齢化が進むとともに、駆除員数が不足しており、被害への迅速な対応が難しい状況となっている。</li> <li>・ 今後は、狩猟免許取得者数を増やすとともに、農業従事者の自衛策を強化していく必要がある。</li> </ul>

【サル】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元住民の通報に応じ、市環境・最終処分場対策課職員と警察署員が連携し、追い払い活動を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追い払っても再度出没することが多く、有効な対策をとることができていない。</li> <li>・根本的な解決のためには、地域住民の協力のもと、地域ぐるみでサルを追い払う体制の整備等が必要となっている。</li> </ul>

【カラス】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有害鳥獣駆除員による銃器での鳥獣捕獲を牛頸森林区域において実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地を中心に被害が発生しているが、銃による駆除が可能なのは、実質山林内となるため、有効な対策をとれていない状況である。</li> </ul>

【アライグマ】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛頸地区において、市有害鳥獣駆除員による銃器での捕獲を実施している。</li> <li>・都市部での対応については、箱罠の貸し出しを行い、鳥獣被害対策実施隊による駆除を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊員の高齢化が進むとともに、実施員数が不足しており、後継者の獲得が必要となっている。</li> </ul>

【タヌキ、アナグマ】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・牛頸森林区域内において、市有害鳥獣駆除員による捕獲（銃器）を実施している。	・イノシシやアライグマほどの被害は出ていないが、被害の報告があった際には、対応できる体制を整えておく必要がある。

②防護柵の設置等に関する取組

	従来講じてきた被害防止対策	課題
防護柵の設置等に関する取組	・鳥獣被害総合対策交付金を活用し、農家に対し防護柵の配布を行ってきた。	・すでに設置した農家に対し、適切な管理の継続を依頼していく必要がある。

## (5) 今後の取組方針

### ●基本方針

- ・鳥獣による農作物の被害を未然に防止する観点から、市域全体を対象に事業を実施する。
- ・実施にあたっては、協議会や地域住民との連携を図り、効果的な対策をとる。
- ・本市と筑紫野市の鳥獣被害防止対策協議会の連携による、広域的な被害防止対策・捕獲方法の検討、情報交換を行う。
- ・本市と筑紫野市の間で、それぞれが抱える課題や有効対策の情報等を共有しながら、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に取り組む体制を整備し、被害を受けにくい環境作りを目指す。

### ●実施事業について

以下の3つの事業を並行して行い、鳥獣被害防止総合対策を実施することで、効果的な被害防止対策を行っていく。

- ① 作物に対する被害を防止する「予防対策事業」
- ② 有害鳥獣の捕獲・駆除を行う「捕獲・駆除事業」
- ③ 農家の被害防止知識の普及と意識啓発を図る「啓発事業」

### ●個別事業について

#### ① 予防対策事業

- ・被害発生頻度等を基準に優先順位を整理し、侵入防止柵の設置等を進める。
- ・具体的には、被害発生の状況（頻度）、農家の要望、事業実施の確実性、実施効果などを総合的に判断し、計画的に実施する。

#### ② 捕獲・駆除事業

銃器及び箱罠設置による捕獲・駆除を実施する。

#### ③ 啓発事業

農家を対象に、効果的な被害防止対策の知識習得などを目的とした研修会を開催し、知識普及と意識啓発を図ることにより、地域住民が放任果樹の除去、藪の刈払いによる緩衝帯の整備、追い払い活動等を主体的に行えるような体制の整備を図る。（生息環境整備の推進）

### ●事業効果の検証と見直し

平成32年度以降の事業については農作物の被害状況、出没情報等から、事業の実施効果を検証し、必要な見直しを行う。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

##### ●イノシシ

市有害鳥獣駆除員による銃器（ライフル銃を含む）及び罠を用いた予察捕獲及び対処捕獲を実施する。また、農業従事者の自衛のための罠及び侵入防止柵設置による被害防止を図る。

##### ●サル

市職員、警察署員による追い払いを実施するとともに、研修会を開催し、地域住民にサルについての正しい知識の習得を促すことで、地域住民と連携を図り、追い払い体制を強化する。

##### ●カラス

銃器を用いた対処捕獲の実施を図る。また、サル同様に、地域住民と連携を図り、追い払い体制を強化する。

##### ●アライグマ、タヌキ、アナグマ

- ・銃及び罠を用いた捕獲を実施する。
- ・市街地における被害に関しては、鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動等を継続する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度 ～33年度	イノシシ サル カラス アライグマ タヌキ アナグマ	・箱罠等の捕獲機材購入 ・農家を対象に効果的な防止対策の知識習得などを目的とした研修会を開催し、知識普及と意識啓発を図る。 ・状況に応じて、県農林事務所等の関係機関と連携を図る。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
●イノシシ	過去5年間の平均捕獲頭数（約85頭）とした。
●カラス	過去5年間の平均捕獲実績（約35羽）の10羽増とした。
●アライグマ	目撃情報の増加や、捕獲実績（28年度：38頭、29年度：42頭）から、今後も捕獲数が増加すると見込み、60頭を捕獲計画数とした。
●タヌキ	出没状況から、10頭を捕獲計画数とした。
●アナグマ	目撃情報の増加や、捕獲実績（29年度：7頭、30年度（11月末）：13頭）から、今後も捕獲数が増加すると見込み、25頭を捕獲計画数とした。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成31年度	平成32年度	平成33年度
イノシシ	85頭	85頭	85頭
カラス	45羽	45羽	45羽
アライグマ	60頭	60頭	60頭
タヌキ	10頭	10頭	10頭
アナグマ	25頭	25頭	25頭



捕獲等の取組内容
<p>イノシシ  捕獲手段：箱罟、銃器  捕獲期間：例年被害が多発する期間  捕獲場所：牛頸・乙金区（銃器による捕獲は、集落や住宅付近を除く）</p> <p>カラス  捕獲手段：銃器  捕獲期間：例年被害が多発する期間  捕獲場所：牛頸区（集落や住宅付近を除く）</p> <p>アライグマ、タヌキ、アナグマ  捕獲手段：箱罟、銃器  捕獲期間：出没が多発する期間  捕獲場所：牛頸・乙金区</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及び取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容	
	平成31年度	平成32年度～33年度
イノシシ等	ワイヤーメッシュ柵500m	ワイヤーメッシュ柵500m ※侵入防止柵設置延長については前年度の事業効果等を検証し、必要な見直しを行う。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31年度～ 33年度	イノシシ、サル、カラス、アライグマ、タヌキ、アナグマ	地域において、説明会、柵設置研修会、パンフレット配布に加え専門家による現地研修会を開催することにより、地域住民が主体的に放任果樹の除去、藪の刈払いによる緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制の整備を図る。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大野城市建設環境部環境・最終処分場対策課	○情報収集 ○住民・関係機関への注意喚起 ○追い払い・捕獲
春日警察署	○情報収集 ○住民・関係機関への注意喚起 ○追い払い・捕獲
大野城市鳥獣被害防止対策協議会	○駆除・捕獲
大野城市鳥獣被害対策実施隊	○対象鳥獣の出没への緊急対応 ○住宅地における生活被害への対応
筑紫農業協同組合	○市・警察署への情報提供 ○農家への注意喚起
福岡農林事務所	○市・警察署への情報提供 ○相談対応
春日・大野城・那珂川消防署	○負傷者の応急処置・医療機関への搬送

(2) 緊急時の連絡体制

別紙「サル・イノシシ等被害防止体制図」のとおり
-------------------------

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、焼却処分を基本とし、やむ得ない場合は生態系に影響を与えないように埋設処分する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

食品としての利用推進については、利用できる個体の供給が困難なうえ、食品衛生管理基準を満たせず困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

①筑紫野・大野城地域鳥獣被害防止対策広域協議会

有効な捕獲方法や被害防止対策等の情報を共有することで、本市と筑紫野市において効果的かつ広域的な被害防止対策を実施する。

構成機関の名称	役割
大野城市鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換、広域連携
筑紫野市鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換、広域連携

②大野城市鳥獣被害防止対策協議会

構成機関の名称	役割
大野城市農事推進委員会	○事務局が提案した企画の検討、助言 ○地元農業者との連絡調整 ○被害等の把握、情報提供 ○被害防止対策の実施
筑紫農業協同組合	○事務局が提案した企画の検討、助言 ○被害等の把握、情報提供 ○農家への営農指導
大野城市有害鳥獣駆除員	○有害鳥獣捕獲の実施 ○効果的な捕獲方法等の指導
福岡県福岡農林事務所福岡普及指導センター	○事務局の企画立案に対する技術的な助言、検討

大野城市地域創造部ふるさとに ぎわい課	○関係機関との連携体制の構築
大野城市建設環境部環境・最終 処分場対策課	○事務局としての協議会活動の統括

### ③筑紫野市鳥獣被害防止対策協議会

構成機関の名称	役割
市有害鳥獣駆除班	狩猟者、駆除班の立場から、事務局の企画内容を検討し、助言を行い、個体数調整を実施する。
農事実行組合地区代表	被害等情報を提供し、事務局が企画立案に対し助言を行うとともに、地元との調整を行う。
中山間地代表	中山間地域の被害等情報を提供し、事務局が企画立案に対し助言を行うとともに、地元との調整を行う。また、自衛防除を行う。
福岡県福岡農林事務所福岡普及指 導センター	事務局の企画立案に対し、技術的な助言、検討を行う。
筑紫農業協同組合農業振興課	事務局と連携し企画の立案、防除対策に取り組む。
筑紫野市環境経済部農政課	事務局として協議会を総括し、防除対策に取り組む。

#### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福岡県福岡農林事務所	協議会活動に対して、指導・助言を行う。

#### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市が任命する鳥獣被害対策民間実施隊（4名）及び市職員（2名）の6名で構成され、対象鳥獣出没への緊急対応等を行っている。
---

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制の整備に重点をおいて取り組んでいく。
--

### 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施にあたっては、研究者や専門家等の助言を積極的に取り入れ実施するものとする。
--